

兵庫労働局発表  
平成27年6月25日

**【担当】**

職業安定部職業対策課

課長 桂 昌宏

課長補佐 岡林 桂一

電話： 078-367-0810

FAX： 078-367-3853

## 「正社員実現キャンペーン」の実施について

雇用情勢が着実に改善する中、正社員の雇用を拡大して雇用の質を向上させ生産性を上げることが経済成長には不可欠であるため、兵庫労働局（局長 中山 明広）は、

- ① 非正規雇用労働者については、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しい、セーフティーネットが不十分等の課題があること、
- ② 不本意ながら非正規の職に就職している方が、若年層をはじめとして依然一定数存在すること、

を踏まえ、正社員雇用の拡大、正社員で働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換の促進を図るため、8月末まで「正社員実現キャンペーン」期間として、啓発運動を実施します。

### ◎ 経済団体等への協力要請

主要経済団体等に正社員雇用の拡大、正社員転換に関する協力を要請します。

**【要請先】〈順不同〉**

- ・兵庫県経営者協会（神戸市中央区京町 76-2）

日時	要請者	要請団体名（予定）	要請場所
7/9(木)10:00	兵庫労働局長 中山 明広	兵庫県経営者協会 小椋 昭夫	兵庫県経営者協会 会議室

以下は日時調整中

- ・兵庫県商工会議所連合会（神戸市中央区港島中町 6-1）
- ・兵庫県商工会連合会（神戸市中央区花隈町 6-19）
- ・兵庫県中小企業団体中央会（神戸市中央区下山手通 4-16-3）
- ・公益社団法人 兵庫工業会（神戸市中央区中山手通 6-3-28）
- ・一般財団法人 兵庫県雇用開発協会（神戸市中央区相生町 1-2-1）

### （資料）

- 資料① 非正規雇用の現状
- 資料② 非正規雇用労働者の動向
- 資料③ キャリアアップ助成金のご案内

## 非正規雇用の現状

## 1 兵庫県内における非正規雇用の現状

雇用労働者数	2,216,700	有効求人倍率	0.96倍	
非正規雇用労働者数	864,600		正社員有効求人倍率	0.54倍
雇用に占める非正規の割合	39.0%		前年同月比	0.06

(資料出所) 総務省「就業構造基本調査」(2012)

(資料出所) 兵庫労働局「一般職業紹介状況」(平成27年4月)

※会社などの役員を除く雇業者労働者数

## 2 全国における非正規雇用の現状

雇用労働者数	5,240万人	過去5年間の転職就業割合	
非正規雇用労働者数	1,962万人	「正規」から「正規」	59.7%
うち不本意非正規雇用労働者	331万人	「正規」から「非正規」	40.3%
雇用に占める非正規の割合	37.4%	「非正規」から「正規」	24.2%
うち不本意非正規の割合	18.1%	「非正規」から「非正規」	75.8%

(資料出所) 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成26年平均)

(資料出所) 総務省「就業構造基本調査」(2012)

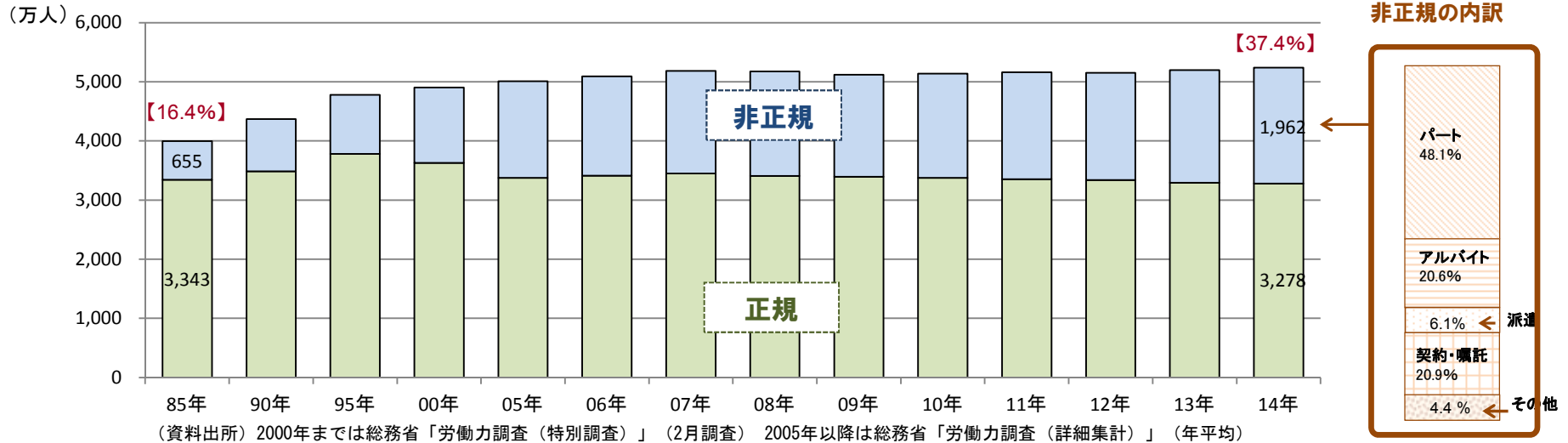
※会社などの役員を除く雇業者労働者数

※「不本意非正規雇用労働者」は、現職に就いた主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者

※非正規雇用労働者に占める割合は、非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態についての主な理由に関する質問に対して回答をした者を分母として算出している。

# 非正規雇用労働者の動向

非正規雇用労働者は現在まで緩やかに増加しており、2014年には役員を除く雇用者全体の37.4%（1962万人）となっており、過去最高の水準となっています。



正社員として働ける機会がなく非正規で働いている者（不本意非正規）の割合は非正規雇用労働者の全体の18.1%となっており、特に25～34歳の若年層で高くなっています。また、雇用形態別でみると、派遣社員、契約社員で高くなっています。

【不本意非正規の状況（平成26年平均）】

	人数（万人）	割合（%）
全体	331	18.1
15～24歳	33	15.1
25～34歳	80	28.4
35～44歳	70	18.7
45～54歳	65	18.3
55～64歳	66	16.9
65歳以上	19	8.8

【不本意非正規の状況（雇用形態別）（平成26年平均）】

	人数（万人）	割合（%）
全体	331	18.1
パート	101	10.7
アルバイト	64	15.8
派遣社員	46	38.7
契約社員	90	30.8
嘱託	19	16.0
その他	11	12.8

# キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額 ( )は中小企業以外の額
① 正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・ <b>正規雇用等に転換</b> または ・ <b>直接雇用</b> した場合	①有期→正規：1人当たり <b>50万円 (40万円) ★</b> ②有期→無期：1人当たり <b>20万円 (15万円)</b> ③無期→正規：1人当たり <b>30万円 (25万円) ★</b> ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり30万円加算(中小企業以外も同額) ★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②③5万円加算(中小企業以外も同額)
② 多様な正社員 コース	・ <b>勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定</b> 有期契約労働者等を ・ <b>多様な正社員に転換または直接雇用等</b> 正規雇用労働者を ・ <b>短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇い入れ</b>	①勤務地・職務限定正社員制度規定・適用： 1事業所当たり <b>40万円 (30万円)</b> ②有期・無期→勤務地・職務限定、短時間正社員： 1人当たり <b>30万円 (25万円) ★</b> ③正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ： 1人当たり <b>20万円 (15万円)</b> ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、1人当たり15万円加算(中小企業以外も同額) ★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算(中小企業以外も同額)
③ 人材育成 コース	有期契約労働者等に ・ <b>一般職業訓練</b> (Off-JT) ・ <b>有期実習型訓練</b> (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・ <b>中長期的キャリア形成訓練</b> (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT) ・ <b>育児休業中訓練</b> (Off-JT) を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり <b>800円 (500円)</b> 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 最大 <b>30万円 (20万円)</b> 中長期的キャリア形成訓練 最大 <b>50万円 (30万円)</b> ※育児休業中訓練は訓練経費助成のみ OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり <b>800円 (700円)</b>
④ 処遇改善 コース	すべてまたは一部の有期契約労働者等の <b>基本給の賃金テーブルを改定し、 2%以上増額★させた場合</b>	①すべての賃金テーブル改定： 1人当たり <b>3万円 (2万円) ★</b> ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定： 1人当たり <b>1.5万円 (1万円) ★</b> ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)加算★
⑤ 健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする <b>「法定外の健康診断制度」</b> を 新たに規定し、 <b>4人以上実施</b> した場合	1事業所当たり <b>40万円 (30万円)</b>
⑥ 短時間労働者の 週所定労働時間 延長コース	有期契約労働者等の <b>週所定労働時間を25時間未 満から30時間以上に延長</b> した 場合	1人当たり <b>10万円 (7.5万円)</b>

◆ ★部分は、平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆ 受給までの流れは、裏面をご覧ください。



# 受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。

## <事業主>

## <労働局・ハローワーク>

## <ジョブ・カードセンター>

キャリアアップ計画の  
作成・提出

キャリアアップ計画  
の作成援助・確認

人材育成コース以外  
(表面①②、④～⑥)

人材育成コース  
(表面③)

訓練計画届  
の作成

訓練カリキュラムの  
作成支援等

〔人材育成コースの「**有期実習型訓練**」を実施する場合、訓練対象者はキャリア・コンサルティングを受け、「**ジョブ・カード**」の交付を受ける必要があります。〕

取組の実施

訓練計画届  
の提出

訓練計画届の確認

訓練の実施

訓練実施状況の  
確認

訓練実施に関する  
相談・援助

支給申請

支給審査  
支給決定

◆ 支給要件等の詳細は、ホームページまたは「キャリアアップ助成金のご案内」(パンフレット)をご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索

☆ ご不明な点については、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ お問い合わせ下さい ☆